

第三者請求とは（*3）

正当な理由がある場合に限り、下の表「第三者請求によらず請求できる人（第三者請求対象外）一覧」に当てはまらない第三者が戸籍や住民票等を請求することができます。これを第三者請求といいます。

【正当な理由】

1. 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍または住民票等の記載事項を確認する必要がある場合

【例1】債権者（金融機関、不動産賃貸事業者、個人等）が、金〇〇万円を貸し付けたが、債務者（お金を借りた人）が弁済期日までに死亡し、貸金返還を求めため戸籍により相続人を特定する必要がある場合。

【例2】生命保険の被保険者が死亡し、生命保険会社が保険金を支払わなければならないが、受取人が既に死亡しており、法定相続人に対し保険金を支払うため、戸籍により相続人を特定する必要がある場合。

2. 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

【例1】相続人が被相続人（亡くなった人）の遺産についての遺産分割調停の申立てに際して、添付資料として、被相続人が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所へ提出する必要がある場合。

【例2】相続人が被相続人の財産を相続したが、相続税の申告書の添付書類として、被相続人の戸籍謄本を税務署に提出する必要がある場合。

3. その他戸籍または住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合

※請求時に交付の可否を審査させていただきます。審査結果によっては、交付できない場合があります。

請求者が法人の場合、法人の社印または代表者の印が必要です

相手方との関係が分かる疎明資料等を提示していただく必要があります。

契約書や債務残高証明書等、請求者と相手方との関係が分かり、請求が正当であることが分かるものをご提示ください。